資料２－１

３千市地第５０５号

令和４年１月２４日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会会長　様

千葉市長　神　谷　俊　一

個人情報の本人収集の原則の例外について（諮問）

標記の件について、千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づき、個人情報の本人収集の原則の例外について、下記のとおり諮問します。

記

客引き行為等禁止区域に設置したカメラで客引き行為を撮影し、客引き行為等に特有の歩行の際の姿勢等の歩行の態様を収集することについて